議第88号

三島市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例案

三島市職員の退職手当支給に関する条例(昭和37年三島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これらの規定による」を「第7項又は第8項の規定により」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 退職職員(退職した三島市職員の退職手当支給に関する条例第2条第1項に規 定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以 下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務 を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみな したならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の 規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、 この条例による改正後の三島市職員の退職手当支給に関する条例(以下「新条例 」という。) 第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における三島市 職員の退職手当支給に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中 「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法 施行日」という。)前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行 日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とある のは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあっては、雇用 保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した 日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零))」とする。
- 3 新条例第10条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の三島市職員の退職手当支給に関する条例(以下この項及び第

5項において「旧条例」という。)第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する三島市職員の退職手当支給に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する三島市職員の退職手当支給に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

平成28年11月29日提出